

改元に伴う公立大学法人埼玉県立大学の規則等の整理に関する規則

令和元年5月1日

規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）により、元号が「平成」から「令和」に改められたことに伴い、本学において定める規則等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「規則等」とは、公立大学法人埼玉県立大学の規則等の基準に関する規則（平成22年規則第8号）第2条に定めるものをいう。

(様式の改正)

第3条 元号が「平成」から「令和」に改められたことに伴い、現に施行されている規則等における様式中の元号表現を削る。ただし、様式中で元号と年数が併せて記載されているものは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。